○金融庁財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十二日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　馬場みどり
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

「エスイービー　アーゲー　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ウルメンストラッセ　三十」を「エスイービー　アーゲー　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ステファンストラッセ　十四―十六」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十六年九月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　小渕　優子
環境大臣　望月　義夫

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第三百五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百五号の規定は、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十五号中「オキシコナゾール」の下に「。ただし、膣カンジダ治療薬を除く。」を加え、同項中第二百五十五号を第二百五十六号とし、第二百五号から第二百五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二百四号の次に次の一号を加える。

二百五　ベクロメタゾンプロピオン酸エステル

○厚生労働省告示第三百五十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

無機薬品及び有機薬品の項中第五十一号を第五十二号とし、第四十三号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　ベクロメタゾンプロピオン酸エステル

○厚生労働省告示第三百五十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）第三条の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額は、各年度の予算において地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第七条の規定により同法第六条の基金の財源に充てるものとされた消費税の収入額とする。

○経済産業省告示第百八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十二日

経済産業大臣　小渕　優子

二の表第2の1中「及びジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ」を「並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及び」に改める。

三の7の(6)及び(7)並びに8の(2)中「ジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ」を「ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ」に改める。

三の9の(2)中「バミューダ諸島、ブラジル、ベリーズ、ボリビア」を「ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル」に改め、「ラトビア」の下に「、リベリア」を加え、「シエラレオネ、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル」を「サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年九月十四日から施行する。

○気象庁告示第六号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十二日

気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第14503号	積雪計の感部（デジタル型のもの）（超音波式）ＳＬ―37	東京都立川市曙町一丁目18番２号―清ビル２階	株式会社ソニック	平成26年８月27日